

## (仮称) 結いの森公園整備における遊具設計・施工に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

現在整備を進めている(仮称)結いの森公園について、遊具整備にあたり貴重な事業費を最大限に有効活用し、施設利用者に喜ばれる遊具等を設置するため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、優れた遊具等の提案者を工事請負候補者として選定する。

### 2 一般事項

- (1) 名称：(仮称) 結いの森公園整備における遊具設計・施工に係る公募型プロポーザル
- (2) 趣旨：本プロポーザルは、遊具等の設計・施工案の提出を求め、工事請負候補者を選定するものである。
- (3) 選定方式：本プロポーザルは公募型とし、(仮称) 結いの森公園整備における遊具設計・施工に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」といい、その組織構成員を「審査委員」という。)において選定する。
- (4) 工事内容
  - ア 工事名：令和5年度(企工)第2号 (仮称) 結いの森公園整備工事(その3)
  - イ 施工場所：多賀町大字久徳地先
  - ウ 工期：契約締結日の翌日から令和6年4月26日(金)まで  
(債務負担行為による複数年契約)
  - エ 発注方式：実施設計および施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式
  - オ 工事概要：実施設計、製作一式
    - 幼児・児童向け遊具、四阿の設置一式(基礎工事含む)
    - 複合遊具設置ゾーンの芝張工一式
    - 安全施設の設置(セーフティーサイン、安全マット等)一式
    - 遊具設置に伴う整地(提案内容に準ずる)一式
    - 工事車両進入に伴う、駐車場鉄板養生および交通誘導員一式

※ただし、各敷地をすべて整備するものとし、安全マット等が無い箇所は、張芝(真砂土 t=10 cm、碎石 RC-30 t=10 cm)として本工事に含めること。

※総工事価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

- カ 総工事価格：50,000,000 円未満(消費税および地方消費税を含む。)
- キ 要求事項：「令和5年度(企工)第2号 (仮称) 結いの森公園整備工事(その3) 発注者の要求事項(以下、「要求事項」という。)」(別添1)のとおり

### 3 参加申込者の資格要件

本プロポーザルの参加申込者は、次のすべての資格要件を満たすこと。

- (1) 審査基準日(令和5年7月10日)において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条および、第15条の規定に基づく造園工事業の許可を受けている者であること。(支店、営業所等で参加する場合は、当該支店、営業所等で許可を受けていること。)

- (2) 本町の造園工事の有資格者名簿に記載されている業者であること。
- (3) 国税および地方税を完納していること。
- (4) 建設業退職金共済事業または中小企業退職金共済事業団等に加入していること。
- (5) 以下に定める届け出の義務の履行をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
  - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 多賀町入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (10) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- (11) 多賀町暴力団排除条例(平成23年多賀町条例第12号)に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (12) 次のアからオまでの要件に該当する者であること。
  - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、またはその支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団または暴力団員でないこと。
  - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていないこと。
  - ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していないこと。
  - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
  - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

#### 4 提出書類

本プロポーザルへの参加申込者は、「(仮称) 結いの森公園整備における遊具設計・施工に係る公募型プロポーザル提出書類作成要領(以下、「提出書類作成要領」という。)」(別添2)に従い、次の書類を提出すること。なお、提出書類様式は、多賀町ホームページから入手すること。

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 誓約書兼同意書(様式2)
- (3) 配置予定技術者届出書(様式3)
- (4) 納税証明書(国税、都道府県税および市町村税)

- (5) 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（最新のものに限る。）の写し
- (6) 提案書（様式4）
- (7) 提案目的物の概要図（完成予想図）、構造図（参考として各パースの内容がわかるもの）
- (8) 工事費内訳書（見積書）（様式5）

## 5 提出書類の提出期限等

- (1) 提出期限：参加申込書 令和5年7月10日から令和5年7月21日まで
  - ※（1）から（5）までを提出すること。
  - 提案書 令和5年8月10日
  - ※（6）から（8）までを提出すること。
- (2) 提出先：多賀町役場企画課（事務局）
- (3) 提出方法：持参または郵送（ただし、郵送の場合は必着のこと。）
  - ※郵送方法は問わないが、到達していない場合提出がなかったものとみなす

## 6 質問等

質問は、質問書（様式6）により提出すること。

- (1) 提出期間：令和5年7月10日（月）から令和5年7月26日（水）まで（多賀町の休日を定める条例（平成元年条例第20号）第1条に規定する町の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）の午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 提出先：多賀町役場企画課（事務局）
- (3) 提出方法：持参、FAXまたは電子メール  
（ただし、質問の未到着を防ぐため、電話による確認を行うこと。）
- (4) 回答方法：質問内容を取りまとめ、多賀町ホームページに掲載する。
- (5) 回答日：令和5年8月2日（水）
- (6) その他：
  - ア 質問および質問に対する回答は、本実施要領、要求事項および提出書類作成要領の追補とみなす。
  - イ 質問書（様式6）以外の手段で提出された質問に対しては回答しない。
  - ウ 質問の内容によっては、回答できない場合がある。
  - エ 質問に対する回答において、事業者名等は公表しない。
  - オ 質問がない場合は、多賀町ホームページに掲載しない。

## 7 工事請負候補者の審査、選定方法および評価基準

### (1) 審査、選定方法

参加申込者が作成し、提出した提案書等について「提案評価基準」（別添3）に基づき評価を行い、評価点集計を行う。審査方法は、評価項目ごとの合計点数で競うものとする。

また、住民アンケートによる評価も行うものとする。

ア 失格事項確認

参加申込者の「1 1 失格事項」該当の有無について、事務局が提出書類等の確認を行い、該当しない場合はその者を書類審査、プレゼンテーション審査へ進むプロポーザル提案者（以下、「提案者」という。）とする。

なお、各参加申込者に対して、失格事項確認の結果を別途通知し、提案者に対しては、あわせてプレゼンテーション審査の詳細を通知する。

失格事項確認結果通知予定日：令和5年7月28日（金）（失格者のみ通知）

プレゼンテーション審査通知予定日：令和5年8月10日（木）

#### イ 書類審査、プレゼンテーション審査

提案者が作成し、提出した提案書等について、審査委員が提案評価基準に基づき評価を行い、評価点の集計を行う。

#### (2) 審査委員会

提案者の中から、工事請負候補者を選定するための最終審査は、審査委員会が行う。

ア 審査委員会は、提案評価基準に基づき評価を行い、総合評価点の多い順に順位を決定し、最多得点の提案者を工事請負候補者とし、第2位を次点候補者とし、第3位を第3候補者とする。ただし、総合評価点において満点の5割未満の場合は、契約予定者とししない。また、得点と同点の場合には、工事価格の低い提案者を優先する。

#### イ 審査委員会名簿

工事請負契約締結後に公表する。

#### (3) プレゼンテーション審査

提案者が作成し、提出した提案書等の内容をより詳しく理解し、公平な審査を行うため、プレゼンテーション（提案者による提案内容説明）および質疑応答を実施する。

#### ア 日時、会場：

詳細については、提案者に対して別途通知する。なお、審査は令和5年8月25日（金）を予定し、審査会場は多賀町中央公民館「多賀結いの森」を予定している。

#### イ 時間配分：

プレゼンテーションの時間は20分以内とする。

#### ウ 説明内容：

提出書類を補足する形で行うこととし、記載なき内容に関する説明は一切無効とする。

#### エ 説明方法：

パワーポイント（Microsoft Office PowerPoint）を使用した口述説明を基本とする。

#### オ 説明者：

3名までの審査会場への入室を認める。

#### カ 使用機器：

プロジェクター（端子：HDMI）、ケーブル、スクリーン、ホワイトボード、マーカー、ポインターおよびワイヤレスマイクは事務局が用意し、その他の機器については提案者が持ち込むこととする。

#### キ 傍聴：

他の提案者の傍聴（審査会場への入室）は認めない。

#### ク その他：

提案者が1者であっても実施する。

(4) 町内小学生および保育園・こども園園児アンケートによる審査

ア 期間：

令和5年8月12日（土）から令和5年8月24日（木）

イ 方法：

提案者から提出された概要図を公表し、アンケート用 Web フォームから回答

ウ その他：

提案者が1者のみである場合は、住民アンケートによる審査は実施しない。

(5) 審査結果の通知、公表

審査結果については、提案者に通知するとともに、多賀町ホームページに掲載する。審査結果の通知および公表については、令和5年8月30日（火）に行う予定である。なお、審査結果に関する問い合わせおよび異議申し立ては、一切受け付けない。

8 日程（一部予定を含む）

(1) 公募型プロポーザル実施要領の公表：

令和5年7月10日（月）から工事請負契約の締結まで

(2) 参加申込み（提出書類）の受付期間：

令和5年7月10日（月）から令和5年7月21日（金）まで

(3) 現場説明会： 令和5年7月20日（木） 13時30分から

(4) 質問書の受付期間：

令和5年7月10日（月）から令和5年7月26日（水）まで

(5) 質問書に対する回答期間：

令和5年8月2日（水）から工事請負契約の締結まで

(6) 失格事項確認の結果通知（予定）： 令和5年7月28日（金）

(7) 提案書の受付締め切り： 令和5年8月10日（木）15時

(8) プロポーザル審査の日程通知（予定）： 令和5年8月10日（木）

(9) 審査委員会（プレゼンテーション審査）（予定）： 令和5年8月25日（金）

(10) 審査結果の通知、公表（予定）： 令和5年8月30日（火）

(11) 工事請負契約の締結（予定）： 令和5年9月8日（金）

9 工事請負契約の締結

「7 工事請負候補者の審査、選定方法および評価基準」により選定した、工事請負候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。なお、工事請負候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。さらに、次点候補者とも契約が成立しない場合は、第3候補者から見積書を徴する。

10 著作権および提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書、提案目的物の概要図および構造図の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

## (2) 提出書類

町は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他町が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書、提案目的物の概要図および構造図を無償で使用できるものとする。

## 1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に定める手続以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- (5) その他本実施要領に違反すると認められる場合

## 1 2 その他

- (1) 町は、工事請負候補者の審査、選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差替および再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、原則として本工事以外に使用しないが、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、多賀町情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (6) 工事請負契約が成立するまでの間において、参加申込者が「1 1 失格事項」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。
- (7) 本プロポーザルにおいて町が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (8) 参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。
- (9) 本工事の契約にあつては、債務負担行為を設定しており、令和 6 年 4 月 26 日までの工期とする予定であるが、令和 5 年度予算においては工事請負費予算を計上していないため、工事費の支払は令和 6 年度に行うものとする。そのため、令和 5 年度中の前金払および部分払は行わない。
- (10) 現場説明会を令和 5 年 7 月 20 日（木）13 時 30 分から実施する。参加希望者は 1 3 問い合わせ、提出書類提出先まで事前に連絡すること。希望者がいない場合は、説明会は実施しない。

13 問合せ、提出書類提出先

多賀町企画課（事務局） 担当：藤本

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町324番地

TEL 0749-48-8122

FAX 0749-48-0157

E-mail [kikaku@town.taga.lg.jp](mailto:kikaku@town.taga.lg.jp)